

報告事項サ

県内文化財の新規国選定等について

県内文化財の新規国選定等について、別紙のとおり報告します。

平成29年11月22日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

県内文化財の新規国選定等について

平成29年11月22日
文 化 財 課

平成29年11月17日（金）、国の文化審議会（文部科学大臣の諮問機関、会長馬淵明子国立西洋美術館館長）は、智頭の林業景観（八頭郡智頭町）を国重要文化的景観として選定、津和野藩主亀井家墓所附亀井茲矩墓（鳥取市）を国史跡として指定、名勝及び史跡三徳山（東伯郡三朝町）について追加指定するよう文部科学大臣に答申しました。

<選定及び指定の概要>

対象文化財の名称	智頭の林業景観（ちづのりんぎょうけいかん）
文化財の分野	重要文化的景観 <新規選定>
所在地	八頭郡智頭町大字智頭、篠坂、毛谷、郷原、西野、大呂、芦津の一部 ほか
面積	1,810.6ha
文化財の概要	江戸時代から続く林業の歴史の中で形成された西日本を代表する林業景観地として、県内で初めて重要文化的景観に選定。集落と周辺の人工林、林業で栄えた宿場町と周辺の山林、さらに天然スギと広葉樹林が広がる中山間地は、典型的な林業景観として重要である。 ※林業を通じ形成される景観として選定されるのは、全国で初めて。

文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもののことを言う。文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定される。

対象文化財の名称	津和野藩主亀井家墓所附亀井茲矩墓 （つわのはんしゅかめいけぼしょ つけたり かめいこれのりのはか）
文化財の分野	史跡 <新規指定>
所在地	津和野藩主亀井家墓所に係る地域 島根県鹿足郡津和野町後田 亀井茲矩墓に係る地域 鳥取市気高町山宮
面積	津和野藩主亀井家墓所に係る地域 112,235.42㎡ 亀井茲矩墓に係る地域 7,185.00㎡
文化財の概要	鹿野藩主として没した亀井家初代茲矩の墓は、成立期の大名墓の形態をよく示すものである。（津和野の指定に併せて、附（つけたり）として指定）

対象文化財の名称	三徳山（みとくさん） 昭和9年7月7日指定
文化財の分野	名勝及び史跡 <追加指定>
所在地	（追加指定地）東伯郡三朝町大字三徳
面積	16,296.61㎡（追加指定後の合計面積 2,570,468.80㎡）
文化財の概要	昭和9年の当初指定時に除外されていた範囲の一部を追加指定

【鳥取県の国指定史跡、国指定名勝及び史跡、国選定重要文化的景観件数（今回答申後）】

国指定特別史跡	国指定史跡	国指定名勝及び史跡	国選定重要文化的景観
1	32→33	1	0→1

【智頭の林業景観の重要文化的景観の選定について】

1 文化的景観の名称

智頭の林業景観（ちづのりんぎょうけいかん）

2 所在地

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭の一部

鳥取県八頭郡智頭町大字篠坂、毛谷、郷原、西野、大呂の一部

鳥取県八頭郡智頭町大字芦津の一部、一級河川千代川水系北股川の一部

3 面積

面積：1,810.6ha

4 指定に係る評価

智頭の林業は、樹齢約350年の慶長スギに象徴される江戸時代に始まる。林業の長い歴史の中で形成された景観であり、集落と周辺の人工林、林業で栄えた宿場町と周辺の山林、さらに天然スギと広葉樹林が広がる中山間地は、典型的な林業景観として重要である。

（江戸時代から続く林業の歴史の中で形成された西日本を代表する林業景観地）

5 重要文化的景観の概要

（1）参勤交代の宿場町として栄えた「智頭宿」と背景の山林

江戸時代、参勤交代の主要道「智頭往来」の初日の止宿地である。現在でも石谷家住宅、米原家住宅ほか、一般住宅にも林業で栄えた往時の面影を留めている建物が残っている。特に大正期から昭和初期に造営された石谷家住宅は、林業経営を行うことに重きを置いて主屋や接客座敷の設計が行われていること、また使用する材の大部分に自己山林を中心とした智頭産材が使用されていることから、智頭林業の繁栄ぶりや育林技術の高さを現代においても見て取れる建築物となっている。

智頭宿の背景には、石谷家が管理する「慶長杉」と呼ばれるスギの巨樹群があり、慶長杉は樹齢350年以上と言われ、江戸時代から続く林業の歴史を物語っている。町の中央に望見されるその姿は、ふもとの街並みや、諏訪神社の社叢などの周囲の山林と相まって、智頭林業のシンボリックな景観を構成している。

（2）参勤交代の道や木材等を輸送する街道として使われた「智頭往来」

智頭往来は参勤交代として利用されただけでなく、ダム建設による水量低下により筏流しが行われなくなった大正時代初期以降は、馬車による木造輸送路として利用された。

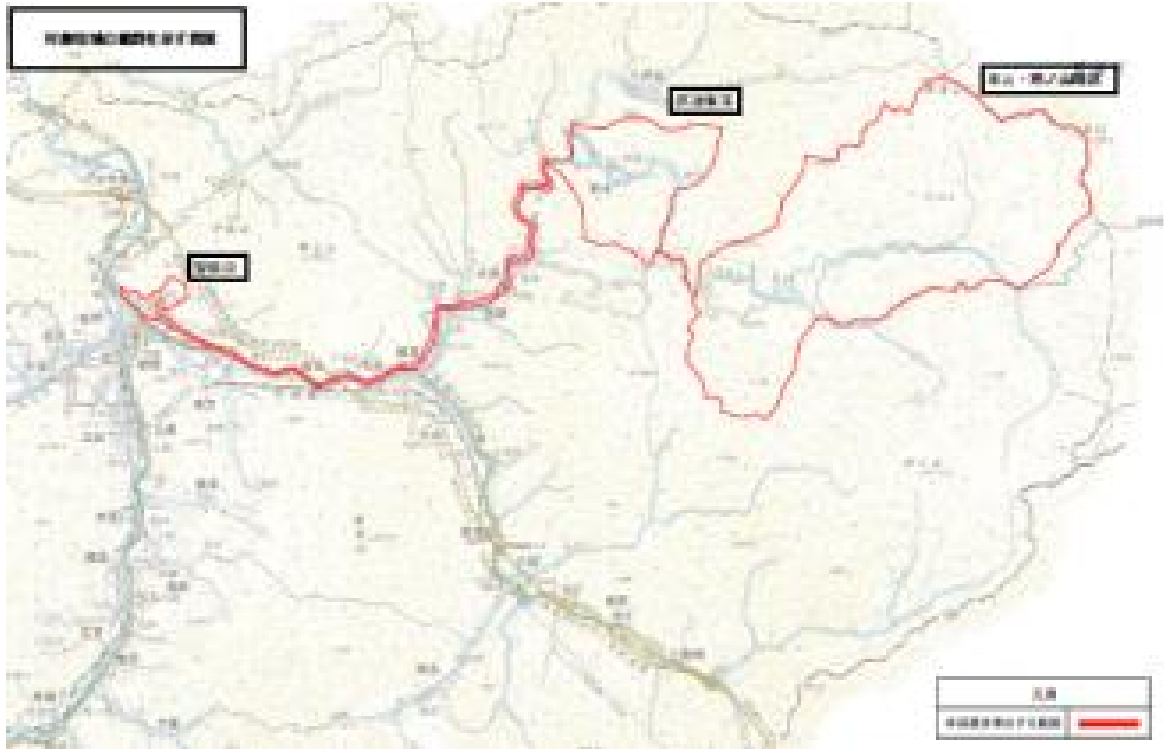
（3）広大な財産区有林を擁し、智頭町随一の林業集落である「芦津集落」

智頭林業の技術体系が確立されたのは明治中期であり、この時期以降、人工造林が盛んに行われるようになった。智頭林業の技術体系を確立する上で最も重要であった苗木生産に、主として携わったのは、古くから東山・沖ノ山の森林資源を利用しながら生計を立ててきた山村住民であり、その中心的役割を果たしたのが芦津集落の住民であった。現在も1000haを超える財産区有林を所有しており、集落の人々が中心となって森林管理を進める体制整備の再生を進めている。

また、集落内には、茅葺民家や土蔵など、往古の山村集落の暮らしを伝える建造物が数多く残されている。

（4）智頭林業の発展の礎となった「東山・沖ノ山の森林」

大正時代には、沖ノ山国有林の天然スギを中心とした豊富な森林資源を利用するために森林鉄道が開設され、森林資源の減少や昭和36年の第2室戸台風による軌道への大きな被害等により、昭和42年に完全廃線となったが、その軌道後は現在では林道や遊歩道として、智頭の林業施業や観光に寄与している。



選定対象地



智頭宿とその周辺



慶長スギが含まれるスギ人工林



芦津集落と周辺の山並み



倉谷に残る軌道跡

【津和野藩主亀井家墓所附亀井茲矩墓の史跡指定について】

1 史跡の名称

津和野藩主亀井家墓所附亀井茲矩墓（つわのはんしゅかめいけぼしよ つけたり かめいこれのりのはか）

2 所在地

- ・津和野藩主亀井家墓所に係る地域
島根県鹿足郡津和野町後田イ 3 9 6 番 1 外 7 筆
- ・亀井茲矩墓に係る地域
鳥取県鳥取市気高町山宮字武蔵山 6 5 0 番外 3 筆

3 面積

津和野藩主亀井家墓所に係る地域	1 1 2, 2 3 5.4 2 m ²	(道路・水路を除き民有地)
亀井茲矩墓に係る地域	7, 1 8 5.0 0 m ²	(民有地)
合計	1 1 9, 4 2 0.4 2 m ²	

4 指定に係る評価

江戸時代に津和野藩主亀井家の歴代墓所として営まれた大名家墓所で、菩提寺境内及び同藩初代（亀井家2代）政矩以降の歴代藩主が眠る墓域が良好に残っている。また、鹿野藩主として没した亀井家初代茲矩の墓も成立期の大名墓の形態をよく示すことから附指定される。近世大名の墓制や祖先祭祀の在り方、近世の身分序列を示すものとして貴重である。

5 史跡の概要

(1) 津和野藩主亀井家墓所について

津和野藩主亀井家墓所は津和野町の乙雄山おとおやまに所在し、初代政矩まさのりから11代茲監これみまでの歴代藩主墓など71基の墓石が残る。また、墓所近隣に所在する亀井家の菩提寺永明寺ようめいじには歴代藩主の位牌を安置する御霊所みたまどころが設けられ、墓所と一体をなしていることから、境内もあわせて史跡指定される。

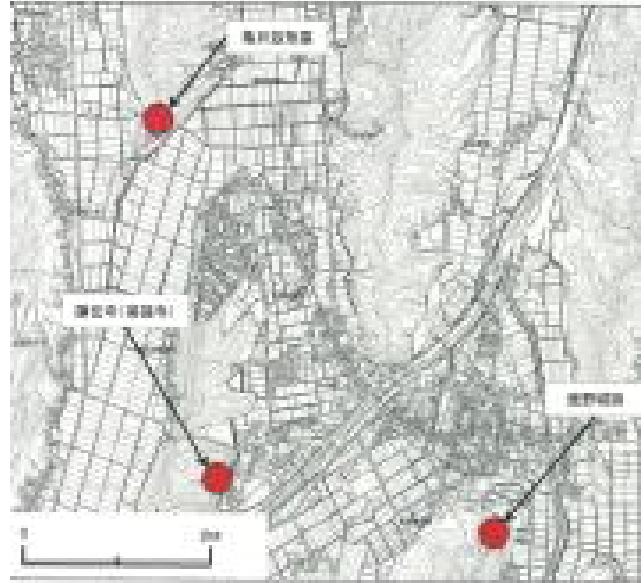
(2) 亀井茲矩墓について

亀井茲矩の墓は、鳥取市気高町山宮やまみやと鳥取市鹿野町寺内の旧町境をなす丘陵上に所在する。墓所には、丘陵のふもとから山頂にかけて参道が造られており、山頂に墳墓が築かれている。墳墓は、鹿野の町を望むように東を正面にして造られており、石垣を巡らした基壇及び台座の上に、高さ308cmの大型の墓碑が立てられている。墓碑はオベリスク形をしており、大名の墓碑としては極めて珍しい形状である。墓碑の四面には、発心門ほっしんもん、修業門しゅぎょうもん、菩提門ぼだいもん、涅槃門ねはんもんを示す梵字が刻まれ、さらに東面には没年月日と「中山道月大居士ちゅうざんどうげつだいこじ」の戒名が刻まれている。

(3) 亀井茲矩について

亀井茲矩は、尼子氏の家臣湯永綱の長男として弘治3年（1557年）に出雲国八東郡湯之庄に生まれた。尼子氏滅亡後、尼子勝久、山中幸盛（鹿之介）らと尼子再興のために織田・羽柴軍に加わり、毛利氏と戦った。茲矩は天正9年（1581年）の鳥取城攻めで戦功を挙げ鹿野城主となる。関ヶ原の戦いでは東軍に加わり、慶長5年（1600年）、鹿野藩3万8千石の近世大名となった。藩主として、農業開発などに治績を残したほか、アユタヤ朝との朱印船貿易を行ったことで知られる。

茲矩は慶長17年（1612年）に鹿野城で病没し、鹿野藩領内に葬られた。2代藩主亀井政矩は元和3年（1617年）に石見津和野藩に移封され、鹿野藩は鳥取藩に吸収された。



亀井茲矩墓の位置



墓所参道入口



亀井茲矩墓



墓碑 (正面)



<参考>津和野藩主亀井家墓所 (津和野町)

【名勝及び史跡三徳山の追加指定について】

1 対象文化財の名称

名勝及び史跡 三徳山（みとくさん） 昭和9年7月7日指定（文部省告示第217号）

2 追加指定地の所在地

鳥取県東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸1135番 外 19筆 等

3 面積

既指定面積 2,554,172.19㎡

追加指定面積 16,296.61㎡（民有地、社寺有地、三朝町管理地）

合計 2,570,468.80㎡

4 名勝及び史跡の概要

伯耆国の天台修験の拠点であり、投入堂を擁する奥の院をはじめとした奇観奇勝を成すものとして昭和9年（1934）に名勝及び史跡に指定された。

5 追加指定の概要

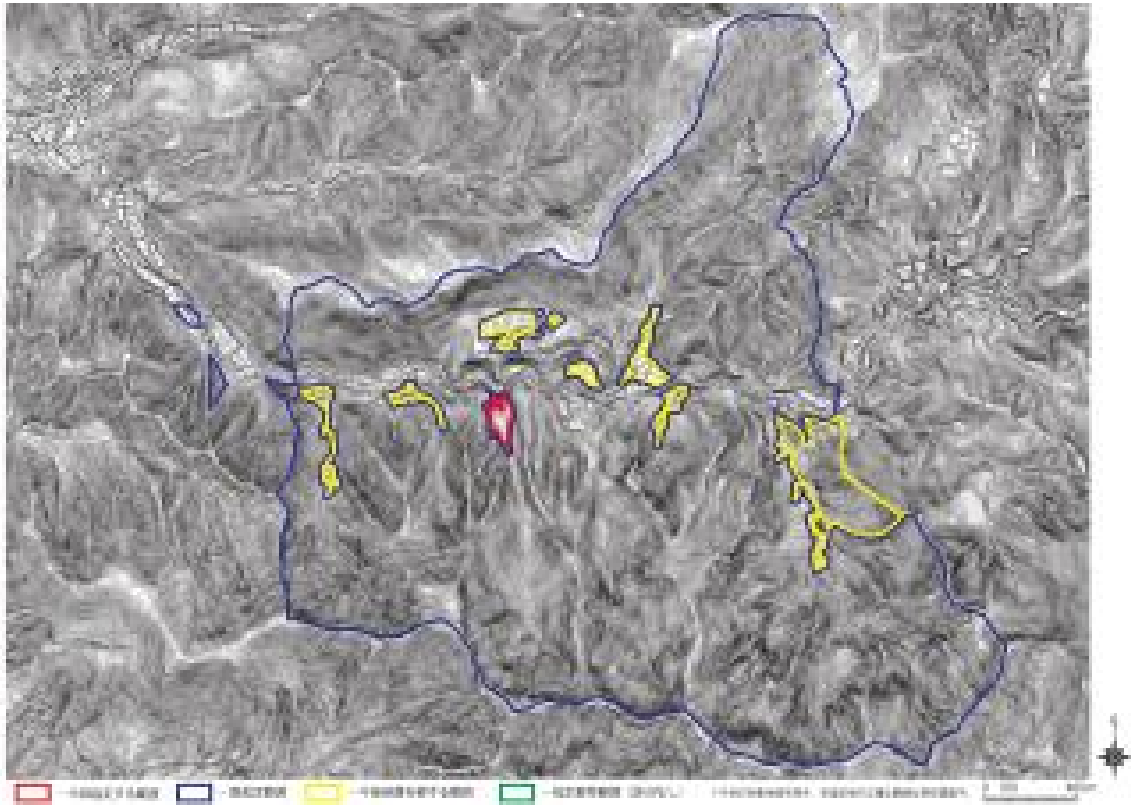
三徳川沿いに残された未指定地のうち、「大瀬丸」の地域が今回追加指定される。

対象地の現況はスギ林であるが、明治時代にはほとんどが田又は畑、原野であったことが確認されている。昭和9年の名勝及び史跡指定に先立ち、一部の地元住民から、指定を検討されていた範囲のうち一部の農地を指定から除外するよう陳情がなされており、詳細な経緯は不明ながら、今回の対象地域はこの陳情を考慮して指定地から除外されたものと考えられる。

対象地域は、かつて修験者が三徳山への入山の前に身を清め、穢れを祓ったと伝わる通称垢離取川こりとりかわの西側に隣接している。享保19（1734）年に描かれた『美徳山三佛寺境内絵圖』にも、「大瀬丸」「垢離取川」の名が見えることから、古くから三徳山における重要な地域として認識されていた地域である。この垢離取川には不動滝ふどうだき（三朝町指定名勝）があり、三徳山の重要な信仰対象であった。

また、対象地域内においては環境省のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類（VU）に分類されているナツエビネを確認するなど、希少で良好な自然環境が保存されていることが明らかとなっている。

以上のように、対象地域は三徳山の自然と歴史を理解する上で重要な地域であることから、名勝及び史跡に追加指定される。



名勝及び史跡三徳山 追加指定対象地位置図



三徳山追加指定地（大瀬丸付近）



三徳山追加指定地（不動滝）